

八頭町及び江府町の星空保全地域星空保全照明基準

(注) 太字：・施行規則で「環境省のガイドラインを参酌して数値等を定める」と規定し個別に定める事項。
 ・条例で「当該星空保全地域における星空環境保全のために特に配慮を要する事項」と規定し個別に定める事項。 ※太字以外は施行規則で規定しているもの。

照明器具の種類	項目	基準	
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が 2.5パーセント以下 となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
		ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。 ※(八頭町)ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りではない。	
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、 5カンデラ毎平方メートル以下 とする。	
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	広告物の表面の輝度は、 400カンデラ毎平方メートル以下 とする。	
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物(建築物等を除く。)を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。	
	使用の時間	午後10時までの使用とする。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。	
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。	

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具(イルミネーションの用に供するものを除く。)をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 5 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 6 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 7 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 8 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない